

---

# 役員報酬等に関する規程

---

社会福祉法人 種崎福社会

平成 29 年 3 月 22 日施行

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人種崎福祉会の役員等の報酬等について定めるものである

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員をいう。

### (理事会、評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会、評議員会に出席したときは、交通費として1日につき1000円を支払うものとする。

### (役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が業務に従事した場合（第3条の規定に該当する場合を除く。）は、交通費として1日につき1000円の報酬を支払う事が出来る。ただし、実態に応じた支払いもできる。

### (適応除外)

第5条 職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

### (改正)

第6条 本規程の改正については、理事会の議決を経なければならない。

### 附則

この規程は、平成27年 1月 7日より施行する。

この規程は、平成27年 12月 18日より施行する。

この規程は、平成29年 3月 22日より施行する。